

令和4年第6回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月24日(金) 開会 午前9時48分

2. 開催場所 入間市庁舎 B棟 5階 全員協議会室

3. 出席委員(12人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 4番 久保田勝

委員 1番 友野秀一 2番 平塚尚吾 3番 吉川光彦

5番 池谷昭二 6番 田嶋正明 7番 増田恒治

8番 法師 励 9番 加藤敏夫 10番 中島伸吉

11番 宮岡幸江

4. 欠席委員(0人)

5. 早退委員(1人)

1番 友野秀一

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 11番 宮岡幸江 2番 平塚尚吾

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定
について

議案第5号 農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積の設定について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

山畑義行 太間雅嗣 野村雅紀

豊泉 隆 岩田孝三郎 中村郁夫

中村義男 宮岡康光

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 石井 英寿

主 幹 河西 多郎

主 事 中島 健人

9. その他の出席者

なし

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員8名であります。農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第6回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、清水裕司推進委員及び堀井正信推進委員です。早退の届出は、1番、友野秀一委員です。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、11番、宮岡幸江委員、2番、平塚尚吾委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してあるとおりです。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

本議案は各担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号と当事者受人の氏名、筆数、合計面積、申請理由、摘要のみを読み上げるようお願いいたします。

なお、議事録における土地の表示等は巻末に議案書を添付することで対応いたします。

それでは、1番を議題といたしますが、本案件と2番の議題は関連がございますので、一括審議させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。議案第1号の1番と2番は一括議題といたします。

担当1番、友野秀一委員、説明を願います。

○農業委員1番(友野秀一君)

1番、友野です。議案第1号1番及び2番についてご説明いたします。案件は、一括審議案件となります。なお、読み上げについては、一部省略させていただきます。

1番、譲受人、〇〇〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、999平方メートル。申請理由、受人は渡人の農地の贈与を受けるべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自69アール。

続きまして、2番、譲受人、〇〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、999平方メートル。申請理由、受人は渡人の農地の贈与を受けるべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自69アール。

6月19日に現地確認を行いました。また、聞き取りも行い、耕作予定等もお聞きいたしました。

圃場管理は、〇〇〇〇〇で行っており、今後も〇〇で管理するということです。

管理機械等は、トラクター、耕運機2台、茶刈機、軽トラックなどを所有しております。

作付け予定作物は、野菜を中心に作付け予定で、サトイモ、きゅうり、なす、トマト、ほうれん草、人参などを予定しているとのこと。

現在、圃場は適正に管理されております。

特に問題ないように思われますが、ご審議の程、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、豊泉隆委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（豊泉隆君）

金子地区の豊泉です。

ただいま友野委員よりご説明があったとおり、特に問題はないかと思われますので、よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第1号の1番と2番は、〇〇〇〇及び〇への農地の贈与を行うための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

友野委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は69アールとなり、50アールの下限面積要件にも合致しております。

申請地の耕作状況は、現在、野菜畑となっておりますが、許可後も引き続き野菜畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われま

す。以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。
(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。
許可することに賛成の方は挙手を願います。
(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。
本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。
次に、3番を議題といたします。
担当8番、法師励委員、説明を願います。

○農業委員8番(法師 励君)

8番、法師です。議案第1号の3番についてご説明申し上げます。なお、読み上げについて一部省略させていただきます。

3番、借受人、〇〇〇〇〇。筆数、2筆。合計面積、3,966平方メートル。申請理由、受人は農業経営の規模拡大を図るべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自24アール。

6月22日に、野村推進委員と耕作状況などを確認してきました。

譲受人は、入間市で24アールを耕作する兼業農家です。金子地区の2カ所の農地を野菜畑として耕作しており、また農機具についても、トラクター2台、耕運機3台、軽トラック2台など必要なものは一式所有しております。

今回の申請地は、〇〇〇の東側の〇〇〇〇に近い農地です。

現在栗畑及びタケノコを採るための竹林となっておりますが、許可後も引き続き栗畑等で利用する計画となっており、今後の耕作に支障ないものと考えられます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、野村雅紀委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（野村雅紀君）

金子地区推進委員の野村です。

ただいま法師委員より説明があったとおりで、何ら問題ないかと思えます。ご審議の程、申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第1号の3番は、農業経営規模拡大のための使用貸借により農地を借受ける申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項についてご説明申し上げます。

法師委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は64アールとなり、50アールの下限面積要件にも合致しております。

申請地の耕作状況は、現在、栗畑及び竹林でございますが、許可後も、栗畑及び竹林として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたら申し上げます。

らの催告により農地に戻した経緯もあり、何とか農地として役に立てないのか常々思っていた場所です。

〇〇〇〇は入間市内に188アールの農地を借入れる法人です。借入れ農地は、主にウサギの餌、イタリアンライグラスの栽培を行っています。従業員は2名で、ウサギのブリーダー業務、ペット販売、ペット用品、ペットフードの販売、ペット専用ホテルの経営、ペットシッター等、幅広く営業されています。

農機具は、トラクター3台、耕運機2台を所有しています。

新たな農地を借入れることに際し、特に問題ないと考えます。

ご審議、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

宮寺地区推進委員の中村です。

ただいま田嶋委員さんの説明のとおりです。自分も現地を確認しましたが、特に問題ないと思いますので、審議をよろしく願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第1号の4番と5番は、農作物栽培の規模拡大を図るため、使用貸借により農地を借受ける申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項についてご説明申し上げます。

借受人である「株式会社〇〇〇〇」は、〇〇〇〇〇〇業を行う法人であり、農地所有適格法人の要件を備えていないため、農地の借り受けは一般の法人扱いとなります。

一般法人の貸借権設定の際の許可要件は、農地法第3条第3項に定める項目である、①

貸借契約に農地を適正に利用していない場合は解除条件が付されていること。②地域における適切な役割分担のもと継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。③業務執行役員等のうち1名以上が農業に常時従事すると認められること。以上の項目を満たす必要があります。

提出されました許可申請書、農地使用貸借契約書等により要件を満たしていることを確認しております。

次に、先ほど田嶋委員からご説明がありましており、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請地を含めた耕作面積は216アールとなり、50アールの下限面積要件にも合致しております。申請地は、ウサギの餌であるイタリアンライグラスを栽培する計画であり、周辺農地への影響もないと思われれます。

以上、農地法第3条第3項の要件を満たし、同法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申についてを議題といたします。

本議案は各担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号ごとに、当事者受人の氏名、筆数、合計面積、申請理由、摘要のみを読み上げるようお願いいたします。

それでは、1番を議題といたします。

担当9番、加藤敏夫委員、説明を願います。

令和4年6月9日。住所、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。氏名、〇〇〇。

ということでございまして、6月19日に宮岡委員と現地調査をしてみました。

現地の案内図を見ていただければ分かると思うんですけど、〇〇の〇〇〇〇と〇〇〇〇の〇〇〇〇〇、その十字路から約200メートル北に行った、100メートル位西に入ったところですけど、この土地は、〇〇さんの土地でありまして、前に2軒、東も住宅となっております。北側に少し農地がありますけど、これも〇〇さんの農地でございまして、現在何も作付けしておりません。道を挟んで西側が農地となっておりますけど、何ら問題ないと思えます。

そういった関係でございまして、ご審議の程、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、宮岡康光委員、西武地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（宮岡康光君）

推進委員の宮岡です。

ただいま加藤委員の説明のとおりで、特段問題ないと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第2号の1番については、〇〇〇を営む譲受人が、借用中の資材置場が返却を求められていることから、新たな資材置場を設置するための農地転用許可申請でございまして。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項について説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないこと

から、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画につきましては、土地取得費、敷地造成費等の経費を〇〇と〇〇〇〇で賄う計画となっておりまして、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響が無いものと判断されれば、許可しえる状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

○農業委員6番（田嶋正明君）

進入路については、どちらの方からでしょう。筆が変わった形をしているんですけど、この細長い所が進入路ですか。

○事務局

補足説明いたします。案内図の方、ご覧いただきたいのですが、今回、議案第2号の1番と2番がそれぞれございまして、色が塗ってあるところの西側に道路が縦に、南北に入っているかと思いますが、そちらが接道の入間市道となっております。

こちらから出入りする形となっております。

以上でございます。

○議長

ちなみに、幅員はどれくらい。

○事務局

幅員は、2.73メートルです。

○農業委員6番（田嶋正明君）

そんなに大きい車では出入りしないということですか。

○事務局

すれ違いは厳しいかと思えます。

トラックが通る分には問題ないです。同じような車がすれ違うことは難しいような場所となります。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

入口は、細長い所。

○事務局

そうですね。入口は、細長い所になります。今回、配付資料が多いので申し訳ないのですが、議案第 2 号の 1 番と 2 番については資料がございまして、進入路につきましては西側、西側から出入りする形となっております。

○農業委員 9 番（加藤敏夫君）

2 トン車は出入りができる。それ以上だと、ちょっと厳しいよね。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

狭いなと思って。この道が。

○農業委員 9 番（加藤敏夫君）

現在、該当のところは後退して、一応、杭が打ってあります。

そんなに大きい車が出入りする場所ではないですね。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

近隣に住宅があるけど、そんなに作業する時間帯は長くないんでしょ。

特に騒音とか問題ないんでしょ。

○農業委員 9 番（加藤敏夫君）

問題ないと思うんですけど。

○議長

他になければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

それでは、2 番を議題といたします。

ということで、先ほど1番のご説明と同じになりますけど、隣り合った土地でございます。
したがって、問題ないと思われまして、審議の程、よろしく願いいたします。
以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、宮岡康光委員、西武地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（宮岡康光君）

推進委員の宮岡です。

ただいまの加藤委員の説明のとおり、特段問題ないと思われまして、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第2号2番については、〇〇〇を営む譲受人が、事業の拡大に伴い資材置場が不足するための農地転用許可申請でございます。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

このことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができると認められない」に合致します。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、土地取得費、敷地造成費等の経費を、全額、〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても全て合致しております。

10番、中島です。議案第2号の3番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げにつきましては一部省略とさせていただきます。

3番、譲受人、〇〇〇。筆数、1筆。合計面積、424平方メートル。申請理由、受人は〇〇〇〇〇〇〇〇だが、お盆の法要の時期などの檀家の駐車場が不足しており、駐車場を確保すべく申請する。摘要、駐車場。

譲受人から提出された理由書を要約して説明をいたします。

〇〇〇は〇〇〇〇〇〇〇〇で、現在の〇〇は〇〇〇〇〇〇〇〇〇に竣工し、法事や〇〇の行事で幅広く檀家の皆様に利用していただいております。

現在の檀家数は約〇〇〇軒です。

毎年お盆の時期の法要には大勢の方が来山し、既存駐車場では足りず、駐車場に入れずに役員様による交通整理で待機していただいている状況です。

現状、駐車場が第1駐車場（20台）、第2駐車場（15台）、第3駐車場（12台）と3カ所の駐車場で約47台が駐車できる状態ではありますが、大きな行事がある際には多くのお檀家様が集中的にお参りに来られるため、現在の駐車場では足りず毎年混乱をしている状況にあり、お檀家様の利便性等のためにもお寺の近隣に駐車場を確保する必要があります。

空き地や駐車場はあまり近所に無く探しても適当な場所は見つからず、なかなかまとまった駐車台数を確保することが難しいのが現状です。

対象物件は〇〇の真正面に位置し、既に西側及び東側の両隣の土地は〇〇の駐車場として以前から使用している上、第二駐車場と一体として利用できるため、追加で20台の車を駐車することが見込まれます。来山者、参列者様にとっても適切な場所であり、隣の駐車場と併せて利用できる面からも最善と考えております。

以前より物件所有者に対象物件を譲ってもらいたい旨を伝えており、相続により代替わりし、ようやく話がまとまり、農地転用の許可の目途が立てば譲渡することを承諾してくださいました。

以上のとおり、対象物件につき農地転用を申請いたします。

これが理由書です。

6月19日に豊泉推進委員と申請地の状況などを確認してまいりました。

申請地の西側と東側は既に〇〇の駐車場として使われており、申請地は許可後舗装し、

西側の駐車場と一体の駐車場として利用するというところでございます。

申請について特に支障はないと思われませんが、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

次に、豊泉隆委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（豊泉隆君）

推進委員の豊泉です。

ただいま中島委員より説明があったとおり、問題はないと思われます。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願ひます。

○事務局

議案第2号の3番につきましては、〇〇である借受人が、駐車場を設置するための農地転用許可申請です。

都市計画法に関しましては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性について確認したところ、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請による事業の目的を達成することができる」と認められない」に該当します。

次に、一般基準について予め事務局にて審査いたしましたところ、資金計画については、

土地取得費、建築費等の経費を、全額、〇〇〇〇〇より賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響が無いものと判断されれば、許可しえる状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

続きまして、議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題とします。

本議案では、各担当委員による議案書の読み上げは、一部省略し、案件の番号ごとに、当事者・相続人の氏名、筆数、合計面積のみを、読み上げるようお願いいたします。

それでは、1番を議題といたします。

担当5番、池谷昭二委員、説明を願います。

○農業委員5番（池谷昭二君）

5番、池谷です。議案第3号の1番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

1番、相続人、氏名、〇〇〇〇。筆数、4筆。合計面積、4, 276平方メートル。

6月20日に太間推進委員と〇〇地区、〇〇〇〇地区にある2カ所の農地の耕作状況などを確認してきました。また、〇〇地区にある1カ所の農地については、中村郁夫委員さんに耕作状況を確認していただきました。また、電話にて〇〇さんから耕作状況なども伺ってきました。

〇〇地区の農地にはトウモロコシ、また〇〇〇〇地区の農地にはネギとサトイモが作付けされておりました。

〇〇さんは、〇〇〇〇〇〇〇〇で12,489平方メートルの農地を耕作している専業農家です。農作業は、〇〇と〇〇、〇〇さんの二人です。

販売は地元の〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇などに卸しております。

農機具は、トラクター1台、耕運機3台、普通トラック1台、軽トラック1台を所有しております。

自宅から〇〇〇の農地までは10キロメートルほどで、所用時間は20分ほどかかりますが、よく管理されておりますので特に問題ないと思われま

す。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、太間雅嗣委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

推進委員の太間です。

ただいまご報告がありましたように、何ら問題ないと思われま

す。よろしくお願

いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

宮寺・二本木地区推進委員の中村です。

ただいま池谷委員さんの説明のとおりで、〇〇地区の方を自分も現地を確認しましたが特に問題ないと思

いますので、ご審議の程、よろしくお願

いいたします。

○議長

○議長

ありがとうございました。

次に、宮岡康光委員、西武地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（宮岡康光君）

推進委員の宮岡でございます。

ただいまの加藤委員の説明のとおりで、特段問題もないと思われまますので、よろしくお願いたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

議案第4号の1番は、使用貸借権による、新規の利用権設定でございます。

加藤委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は111アールであり、その農地を全て耕作しております。

今回新たに借受ける農地は1,487平方メートルで、合計126アールが経営面積となります。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当3番、吉川光彦委員、説明願います。

○農業委員3番（吉川光彦君）

3番、吉川です。議案第4号2番についてご説明申し上げます。読み上げについては一部省略をさせていただきます。

2番、借受人、〇〇〇〇。筆数、1。面積、1,958平方メートル。利用権種類、使用貸借権。

6月18日に〇〇〇地区、中村推進委員と耕作状況などを確認してきました。おおむねきれいに耕作されております。現地の位置は、〇〇〇〇〇を西へ300メートルほど行った農地であります。四方も畑作地であり、どの圃場も野菜畑として利用したいと〇〇さんは申されておりました。〇〇さんは、最近、〇〇〇〇〇が就農されまして、一緒に作業される姿もよく見かけます。

トラクター2台、軽トラ、普通トラック各1台ほか一式揃えていらっしゃいます。

利用権設定に何ら問題はないと思いますが、よろしくご審議の程、お願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村義男委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（宮岡康光君）

推進委員の中村です。

吉川委員の説明のとおりで、何ら問題もないと思います。よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案第4号の2番は、使用貸借権による、新規の利用権設定でございます。

吉川委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受

人の現在の経営面積は154アールであり、その農地を全て耕作しております。

今回新たに借受ける農地は1,958平方メートルで、合計173アールが経営面積となります。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第5号 農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積の設定についてを議題とします。

事務局に説明を願います。

○事務局

それでは、初めに議案を朗読いたします。

議案第5号 農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積の設定について。

農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積の設定について、農地法施行規則第17条に基づき設定を行うか決定する。

農地法第3条第2項第5号条文(別紙1参照)

現行50アール(設定なし)、決定案50アール(設定なし)。

それでは説明に入らせていただきます。別紙1をご覧ください。

農地法第3条による農地取得等の許可要件の一つに農地法第3条第2項第5号による「下限面積要件」の規定があります。これは、農地を取得する者の総農地面積が50アール(5反)以下では許可できないと規定されていますが、別紙1の農地法の条文、第3条第2項第5号の部分、3行目の枠で囲まれた部分の、県では50アールの下、括弧内、枠で囲まれた部分で、農業委員会の判断で下限面積を50アール以下に引き下げて設定す

ることができるとも規定されており、毎年、この別段の面積の設定に関して、その必要性を検討することが求められています。

別段の面積を設ける場合の基準については、農地法施行規則第17条に別紙1の中程の枠で囲まれた部分、「自然的、経済的な条件から見て、営農条件がおおむね同一と認められる区域」を単位として「定めようとする面積より少ない面積で営農する農家数の割合が総農家の100分の40を下らないように算定する」と規定されています。「下らない」とは100分の40を超える割合のことです。

入間市においては、同一の区域は、営農条件は概ね同一と認められますので、市内全域を1地域として考えられます。また、農家数の割合は、2020年の農林業センサスによりますと、入間市の農家総数は880戸であり、そのうち50アール未満の農家数は618戸で、割合としますと100分の70でございます。30アール未満は545戸で、割合としては100分の62でございます。

これを法令要件に照らし合わせますと、入間市では30アールまで、下限面積を下げることも可能だということになります。

しかし、担い手への農地利用の集積、集約化を進める意味でも、安定した農業経営を継続していくためには、50アール程度の農地は必要であると考えられること。また、50アール未満の小規模な農家、新規就農者についても、現在は、農業用機械を利用した耕作が主流であり、新たに農地を求める際に、50アール未満でないと耕作できない場合は、ほとんど無いと考えられることから、今年度も、別段の面積については設定しないということで、ご提案をさせていただきました。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

事務局の説明がありましたが、質疑ありましたらお願いいたします。何かございませんか。

○農地利用最適化推進委員（岩田孝三郎君）

今、農家全体が入間市で880戸、50アール以上が618、50アール以下が545と言ったと思いますが、数字的に合わないと思うんですけど。

○事務局

880戸のうち、50アール未満が618、その618戸のうち、さらに30アール未満が545ということでございます。ですので、880のうち50アール以上は、880

引く618ということで、162ということです。

618戸のうちの545戸、618が50アール未満で、そのうちの30アール未満が545戸、内数ということになっております。

○農業委員9番（加藤敏夫君）

入間市周辺の地域というか、市はどんな具合ですか。

○事務局

所沢、狭山、飯能に聞いてみましたので、その内容を申し上げますと、所沢、狭山につきましては、入間市と同じ50アール、5反ということで、今年度についても変更する予定はないということでございます。

飯能市につきましては、50アール、5アール、30アールと、地区によって変えているのが現状でございます。その三つの数値に関して、今年度も変更する予定はないということでございます。

以上です。

○農業委員6番（田嶋正明君）

さっき、説明の中に新規就農者の要件もそうなんだけど、確かに機械化があるんで50アールっていうのは、そんなに無理な数字じゃないかっていうのがありましたよね。

その辺について、どうなのかなとは思っていたところにそういうふうに言われちゃったから、そうかなと思って納得しちゃったんで、特にないですけど。

今回、〇〇の女性の新規就農があって、5反要件って、どうなのかなという思いもちょっとあったりして、皆さんのお考えがあれば意見を聞きたいなと思って。

○農業委員4番（久保田勝君）

経営基盤強化促進法なら、1反でも借りられるので。

○事務局

補足いたします。農地法の場合には、5反を満たす必要があるのですが、利用権につきましては、久保田代理の方からお話ございましたが、5反満たなくても、例えば30アールとか20アールとか、今後規模を拡大するという前提で50アールを満たさなくても、利用権設定の方は新規で可能となっております。

○議長

他になければ質疑を終わり、採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積については設定しないことに決定いたしました。

報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出については2件、同法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については1件、同法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については10件、それぞれ入間市農業委員会事務局事務専決規程第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号及び第3号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は全て終了いたしましたので、委員会を閉会し、協議会に切り替えたいと思います。

閉会 午前10時53分